

地域生活支援事業の財政措置に係る新潟県自立支援協議会への  
提案・要望について（案）

1. 提案・要望内容

市町村が地域生活支援事業に積極的に取り組めるよう、必要な財源措置を講じるよう議論し答申していただきたい。

※地域生活支援事業とは

市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施される事業

○主な事業

相談支援事業、成年後見制度利用支援、日常生活用具給付、移動支援

手話通訳者や要約筆記者の派遣等、日中一時支援、訪問入浴サービスなど

2. 要望理由

- 当事業における国県補助率は、国50%、県25%であるが、裁量的扶助事業であるため、国の補助内示率は、実質30%ほどである。また、県も国の内示率に呼応した内示で決定しており、必要な財源の確保がなされていない。
- 佐渡市の地域の実情から、日中一時支援や訪問入浴サービス等、障害福祉サービスの供給不足などにより、その代替サービスとして利用量が増えてきている傾向があり、比例して市の財政負担は増すばかりである。

【参考】 年度別 佐渡市地域生活支援事業費財源内訳 (単位：千円、%)

	事業費	国		県		市	
		負担額	負担率	負担額	負担率	負担額	負担率
平成29年度	32,129	10,419	32.4	4,890	15.2	16,820	52.4
平成30年度	32,066	9,870	30.8	4,756	14.8	17,440	54.4
令和元年度	35,829	10,638	29.7	4,843	13.5	20,348	57.7